

令和7年12月教育委員会定例会 議事録

日時 令和7年12月11日（木）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和7年12月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和7年12月11日（木） 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、本田委員、嶋崎委員、芹野委員、松山委員、郷野委員
出席職員	狩野教育政策監、坂口教育次長、井手教育政策課長、松尾義務教育課長、熊本義務教育課人事管理監、岩坪高校教育課長、馬木高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長
開会	<p>(前川教育長)</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただいまから、12月定例会を開会いたします。皆様にご報告いたします。規則により、[REDACTED] ■外1名の傍聴を許可いたしました。傍聴人には、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は嶋崎委員、郷野委員の両委員にお願いします。</p> <p>次に、11月定例会の議事録は各委員に送付させていただいておりますが、承認ということでよろしいでしょうか。</p>
前回議事録承認	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので前回の議事録等は承認することといたします。それでは、11月分の署名をお願いします。よろしくお願いします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち冊子2及び冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
教育長報告	<p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。</p> <p>冊子1の審議の前に、私の方からご報告をさせていただきます。教育長報告資料をご参照ください。長崎県教育委員会の権限に属す</p>

	<p>る事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理しました「1月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の意見について」であります。</p> <p>11月26日に開会しました令和7年11月定例会に上程される議案の中の、教育委員会関係の議案については、お配りしております教育長報告資料1ページにありますとおり、11月12日付で、知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料2ページのとおり臨時代理により、特に意見はない旨回答をいたしました。</p> <p>議案の内容につきましては、令和7年度11月補正予算、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち関係部分、公の施設の指定管理者の指定について及び長崎県総合計画みんなの未来図2030についてのうち関係部分であり、3ページから21ページに参考として、資料を付けております。</p> <p>なお、長崎県総合計画みんなの未来図2030につきましては、10月定例教育委員会において、委員の皆さまからいただいたご意見を反映いたしました。以上で私からの報告を終わります。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">———— な し ————</p> <p>(前川教育長)</p>
質 疑	
冊 子 1	<p>特にないようであれば定例教育委員会1の冊子について審議をいたします。まず、第22号議案について提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(馬木高校教育課人事管理監)</p> <p>第22号議案「教員採用選考試験の見直しについて」についてご説明いたします。11月の定例教育委員会でご協議いただいた内容を踏まえ、今回は議案としてご審議をお願いいたします。</p> <p>提案理由は記載のとおりであり、本県が求める教員の資質を確保し、受験者数を増加させることを目的としています。</p> <p>内容をご説明します。まず、「1. 全国オンライン試験の日程及び申請要件の変更について」です。小・中学校教諭を対象とするオンライン試験を、現行の2回から1回に減らし、代わりに募集期間を延長します。また、隣接校種間での志願を可能にし、志願者の増加を図りたいと考えています。</p> <p>次に、「2. 中学校保健体育教諭の第2志望枠の新設について」です。小学校における教科担任制推進に向けて、第1志望不合格者に対し、「小学校体育専科」枠を設け、体育の専門性を小学校現場で発揮できるようにしたいと考えております。さらに、小学校体育専科合格者は、地域のクラブ等の指導にも携わることができる旨を追加しました。</p> <p>次に、「3. 特別支援学校教諭の受験資格の緩和について」です。</p>

質 疑	<p>特別支援学校教諭について、特別支援学校教諭免許状未取得でも採用後3年以内に取得することを条件に、受験を認めたいと考えます。</p> <p>「4. 特別採用選考の見直し」についてです。まず、「①小・中学校における大学推薦要件の緩和について」説明いたします。大学指定を廃止し、成績基準を満たす学生全員の出願を認めたいと考えております。次に、「②大学推薦における高等学校の対象教科の追加について」です。これまでの教科に加えて、農業を追加したいと考えております。次に、「③小中連携推進枠の新設について」です。大学推薦特別選考における新たな採用枠として、小・中学校（音楽・美術・家庭・技術）の両方の免許を所有する者を対象として、小中学校間の柔軟な人事異動を可能とする採用枠を新設したいと考えます。また、名称を「義務教育連携特別採用選考」から「小中連携推進枠」に変更しました。続きまして、「④離島教育枠の採用数の変更について」です。離島教育に継続して従事できる者の採用数拡充に向け、採用枠を4名から10名に増やします。なお、離島教育に関する専門科目の単位を取得している者にはこれまでどおり加点します。これにより、幅広く志願者を集め、その中から優秀な方を採用したいと考えております。次のページをご覧ください。「⑤理数教育特別採用選考の新設について」です。高等学校数学・理科を対象とした博士号保持者枠の新設を行います。理科の科目名を追記とともに、博士号の後に専攻分野は問わない旨を追記しました。これにより、博士号の専攻分野は問わず、広く募集したいと考えます。次に、「⑥英語ネイティブスピーカー枠の新設について」です。日本国内の学校で、正式教諭・常勤講師・非常勤講師・ALTのいずれかとして、教科授業に2年以上携わった経験を有する方を対象に募集したいと考えております。次に、「⑦特別支援学校の理学療法士等の採用枠について」です。学校のニーズに合わせて、年度ごとに募集判断を行いたいと考えております。次に、「⑧特定教科（情報）採用枠の新要件の追加について」です。教職単位の取得とインターンシップを申請要件とする新たな採用枠を設けたいと考えております。</p> <p>最後に、「5. 特別免許状の取得を前提に出願できる校種・教科の追加について」ということで、高等学校保健体育において、教員免許を有しない方でも、国際レベルの大会に日本代表として出場した方であれば出願を認め、合格後は特別免許状による任用をしたいと考えます。</p> <p>説明は以上です。ご審議をお願いいたします。</p> <p>(前川教育長)</p> <p>これより第22号議案について質疑・討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p>
--------	---

(本田委員)

数年前まで中学校と小学校の関係ですけれども、小学校の教員採用試験の資格要件の中で、中学校の免許保持者であっても、おそらく小学校の免許を持たなくても出願ができたという時期があったのではないかと思います。私が勤務する大学では小学校の免許が取れないのですが、実はごく最近、中学校の社会を受けて不合格になった子に、いわゆる臨時の任用教員として小学校にどうですかという話がきてるわけですね。長崎だけではなく佐賀とか、そういうところからもそういった話があるわけです。もし、そういう状況が今からまだ続くようであるならば、来年以降状況を見ながら、以前の制度の復活をご検討していただくことも必要かなと考えております。実際本学の学生が学習支援ボランティア等でいくと、小学校の教員になりたい人がいるわけです。実際に長崎大学の3年コースの大学院に行って、小学校の免許を取って小学校の先生になっている子がおります。いわゆる1年間、例えば特別免許制度等を考えるならば、現場でのOJT等を考えると、特別免許で付与することでの採用も可能かなというふうに思うのですけれども、これは来年以降でございますので、ご検討いただければと思います。今回の改正内容については意見ございません。

(熊本義務教育課人事管理監)

先ほど本田委員からご指摘がありました制度につきましては、令和4年度及び5年度採用者を対象とした試験において実施をしておりました。いわゆる中学校の免許しか持たずに、小学校免許を持たない者に対して、小学校を第2志望として志願ができるとしたところでした。これによる合格者が全部で16名採用させていただきましたが、実態としてはそのうち5名が退職しているということ、それから、臨時免許状で勤務をするわけですけれども、その期間中に小学校の免許を取得したものが3名で、他はまだ継続して今も臨時免許状で助教諭として任用をさせていただいているところです。この制度が一旦取り止めとなつた経緯としましては、当時はまだ中学校の志願者もある一定程度確保できたところなんですが、中学校の志願者の減少に伴いまして、この制度が一旦取りやめとなつたと聞いております。ですが、今はもう小学校・中学校問わず代替者または教員が確保できない状況というのは変わりありませんから、今ご指摘ありましたとおり、この制度の復活についても状況等を鑑みながら検討させていただきたいと思います。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

――― な し ―――

		(前川教育長) それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。 第22号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
採 決		「異議なし」と呼ぶ者あり
可 決		(前川教育長) ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に、第23号議案について提案理由の説明をお願いします。
第23号議案		(近藤特別支援教育課長) 冊子1の7ページをご覧ください。第23号議案「令和8年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員について」ご説明いたします。 提案理由のとおり、令和8年度長崎県立特別支援学校の幼稚部、高等部及び高等部専攻科の募集定員を定めようとするものであります。 内容1の「1学級あたりの定員」につきましては、内容3の「定員の考え方」(1)のとおり、国の「特別支援学校設置基準」に基づいて、幼稚部は1学級当たり5人、高等部は8人の学級編制とすることを基準としております。そのうえで、3の(2)のとおり、県下公私立の全ての学校に対し、7月と11月に実施した、特別支援学校への進路希望状況調査の結果を基に、志願の見込数を割り出し、「1学級あたりの定員」に照らして、「募集定員」を定めております。 4 「学校別の募集定員」の(1) 幼稚部をご覧ください。幼稚部は、盲学校、ろう学校、ろう学校佐世保分教室に設置されております。志願者見込みにつきましては、11ページの資料2のとおりの志願が見込まれますので、それぞれ募集定員、3歳児学級を5名としております。 続きまして、高等部の募集定員について、ご説明いたします。8ページをご覧ください。例としまして、佐世保特別支援学校肢体不自由部門の令和8年度の志願者見込みは、10ページ、資料1に記載のとおり、9名でございました。高等部1学級の定員は8名であるため、2学級の編制となることから、令和8年度の募集定員を16名としております。他の高等部も、同様の考え方で募集定員を定めております。なお、佐世保特別支援学校肢体不自由部門のほか、島原特別支援学校、鶴南特別支援学校、時和特別支援学校、長崎特別支援学校の普通科が、令和7年度に比べて、それぞれ8名1学級分の増、虹の原特別支援学校の普通科が16名2学級分の増となっております。一方、佐世保特別支援学校知的障害部門、佐世保

	<p>特別支援学校北松分校の普通科は、令和7年度に比べて、それぞれ8名1学級分の減になっており、全体では県下で5学級増となっております。</p> <p>最後に、11ページ、資料2下段の表は高等部専攻科の志願者見込状況です。専攻科は盲学校とろう学校に設置されています。盲学校は、理療科と保健理療科の学科ごとに8名、ろう学校は、総合デザイン科と理容科の学科ごとに8名を募集定員としています。志願者見込みについては、ろう学校の総合デザイン科2名、理容科1名となっております。</p> <p>なお、この時期に募集定員を定める理由につきましては、県内全中学生の最終的な進路希望状況がわかるこの時期に、特別支援学校の対象となる志願者が、可能な限り全員入学できるようにするためです。</p> <p>説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いします。</p>
質 疑	<p>(前川教育長)</p> <p>これより第23号議案について質疑・討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>――― な し ―――</p>
採 決	<p>(前川教育長)</p> <p>それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。第23号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
可 決	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>次の議案審議から非公開で行いますので、傍聴人の方及び報道関係者の方は恐れ入りますが退席をお願いいたします。</p>
冊 議 子 題 2	(別紙議事録)
冊 議 子 題 3	(別紙議事録)
	15時15分、本日の会議を終了